資料5

夏期の逗子海岸の環境問題に関する連絡会の概要

平成２３年８月２４日（水）10時ー12時15分
新宿会館２階会議室

＜進行／推進の会：安重副会長＞

（１）主催者あいさつ（推進の会：東海会長）

・最近の逗子海岸は子供を安心して遊ばせることができないという意見が多く、また新しい形の海の家の出す騒音に耐えられず、実際に市外へ転居されたかたもいるほど。
・昨年８月、海岸問題に関する陳情が市議会に出され、議会で承認されている。
・市のホームページ「まちかどホットライン」にも、海岸に関する苦情が多数掲載さている。
・行政や警察としても、指導や海浜パトロールなどは行っているが、抜本的改善には至ってない。
・新しい海の家が来訪者を増やすなど、まちの活性化に果たしている側面もある。
・本日は、地域、関係機関から多くの皆様にお集りいただき感謝。一緒に海岸の問題について話し合いを進めていただきたい。

（２）出席者自己紹介（出席者別紙の通り）

（３）夏期の逗子海岸の環境について（主に地域関係団体から）

・＜ニューライフ＞騒音・風紀・ゴミについて意見が出ているが、夜間の酔っぱらいも問題。外国人が女性に声をかけている例がある。まちの活性化、集客が間違った方向に進んでいる。夜間、怖くて町が歩けない状況である。海の家は営業時間のルールを守ってないようだ。ライブの音響は問題ないのか？　騒音規制数値の必要性。改善命令書が店舗に出ているのか？　その実績は、またそれを閲覧することは可能か？　土日夜間の苦情対応（メールなど）窓口の改善。海の家の屋上使用はよいのか？家族連れが安心して遊べるようにしてほしい。開設期間が長すぎるのでは？（建設・撤去期間も含め）
・＜逗子６丁目の会＞逗子海岸を他の地域の人に見せられない。案内板の整備不足で海岸に向かう客が個人宅敷地内に迷って入ってしまうことがあった。
・＜コートハウス＞観光客の通行マナーが悪く、住民の車が通れない。マナーアップキャンペーンなどできないか。
・＜推進の会＞バーベキューは認められているのか？　３年くらい前には暴力団関係の海の家があり、嫌がらせを受けたが、行政の努力により改善された。
・＜ディアコート逗子海岸＞海の家の横に水上バイクを置き、１７時になると同時に水上バイクが遊泳区域に入ってくるが違反ではないのか？
・＜推進の会＞渚橋下にキャンプのようなテントがあることがあるが認められているのか？　朝５時から花火をしているが、横断幕など、深夜早朝の花火禁止のPRがもっと必要では。
・＜新宿町内会＞女性を（男性を）ナンパする目的で来るなど客の質が悪化した。マナーの悪い客に注意する必要がある。砂浜にハイヒールの客も見られる。
・＜ニューライフ＞昔のビーチのような海水浴目的ではなくなってきた。近辺の海岸で逗子がいちばん風紀が悪いようである。家族を連れて行くこともできない。このまま経済優先でよいのか？　ニューライフマンションの前に駐車場待ちの車両が何台も並び出入りできない。ファミリー海水浴場に戻れないか？
・＜推進の会＞１０年ほど前には、入れ墨の客ばかり集まる海の家と黒人と日本人女性が集まる海の家があったが、改善されてきた。海岸への車両の乗り入れに関して、海水浴場開設時間外は規制はないのか？　海水浴場開設期間が終了後も海の家で飲食の販売を行っていたが違法行為ではないか？　海の家の営業者が市民以外になってきており、マナーが悪くなった。
・＜消防分団＞消火栓上に違法駐車がないようパトロールしている。近年、支障があったことはなかったが、今後事例が発生しないか懸念している。

・<ニューライフ>花火の騒音が毎日早朝から夜間まで続く。花火の販売店を利用するなど効果的な周知が必要である。駅までの案内板が不足。
・<推進の会>逗子市は、海水浴場開設費用として税金約１千万円を投入している。この予算をカットして、市内の子どもたちが必要としている市営プールの維持管理の充実に向けるべきではないか。
・<子ども会>保護者から、夕方は子供だけで海に行かせられないという声がある。
・<逗子小ＰＴＡ>家族連れが海に行けなくなっている。商店街を水着で歩いている人がいる。バイクの放置が多い。
・<久木中ＰＴＡ>まち中の水着姿など、地元中学生への影響が心配である。
・<逗子中ＰＴＡ>商店街に肌の露出の多い客がいて、子供たちへの影響が心配である。
・<逗子小学校>海水浴客のマナーが悪く時間制駐車場で着替えたり、歩行者の通行マナーが悪い。自転車の盗難など、子供の教育上よくない。
・<逗子開成学園>海岸との関わりが深い学校である。以前、海岸を持久走大会で使用していたが、苦情があり平塚に移動した。海の家開設期間は夏休み中であり、１９時完全下校なので影響は少ない。朝、交通指導で海岸入り口に立っているが、バイクの飲酒運転など子供への影響が心配。ゴミ拾いのボランティアでアルコールの缶などが増えた。学校の駐車場に無断駐車があったが最近はなくなった。校庭の水道を使用する者などもいたが最近はなくなった。学校敷地内へ夜間無断立ち入り者がいることもある。自転車盗難があったり、所有者不明の自転車が置かれたりし、学校負担で処分したこともあった。

（４）行政機関としてすでに対応していること（質疑応答）

・<経済観光課>ご指摘の各課題について問題意識はあるが、すべてには対処しきれていない。現在、海の家の営業時間は２１時まで（事前申告がある場合２２時まで）、ライブも２０時半で終了としている。市としては守られていると考えている。違反者は パトロールで指導している。ゴミはマナーが悪く苦慮している。今回の意見を参考にし、今後も対応していきたい。
・<質問>砂浜でのバーベキューは認められているのか？
・<回答>市：規制はできない。県：海岸法上、占用物については規制できるが、行為についてはできない。しかし、行う場所やゴミ、臭いについては指導している。
・<県土木>自由使用の原則があるので、海岸の車両乗り入れは入り口の鍵でコントロールしているのが現状。県迷惑行為防止条例で危険な行為としての車の乗り入れは禁止である。
・<海岸組合>車両止めがあることにより、災害時や運搬物の出入りに支障があることもあるが、安全のため、規制はやむを得ない。車両乗り入れは、海岸組合で発行する許可証で制限している。占用料は県に総額７～８００万円程度支払っている。乗り入れ車両についても監視強化している。
・<推進の会>森戸海岸のようにバーベキュー指定場所を作ることができないか？
・<県土木>地域のルールを作成すれば可能である。
・<保健福祉事務所>海の家の横に水上バイクを置き、１７時以降乗り始めるものについては、海水浴場開設時間内（９時から１７時）は規制できるが、時間外の規制は難しい。
・<保健福祉事務所>開設期間終了後の飲食店営業は違法行為である。見つけた場合は連絡してほしい。
・<海岸組合>昨年は４回の警告を行い、２名除名者が出た。ルールを守る海の家にするよう努力している。
・<質問>除名といっても、権利金でほかに移っただけとも聞いている。
・<警察>昼２名、夜間３名海浜警備を行っている。今年も渚橋から飛び込んで遊んでいる者がおり、１１０番通報が１０件以上あった。数年前に死亡者が出た。危険な行為を見かけたら警察署まで連絡を。自転車の盗難については、自宅の敷地内でも施錠を。今年は酔っぱらいの違反行為が多く感じた。
・<推進の会>先日、海岸の夜間パトロールに参加した際、１３４号線に停車して荷物の積み卸しを行う者がいたが道交法違反ではないか？
・<警察>１３４号線は駐停車禁止場所であり、違反行為である。
・<推進の会>市のホームページを見ると、海岸使用許可については県に、海の家の苦情は海岸組合に、

トラブルは警察に言ってくれという対応であり、たらい回しであるように感じる。そもそも公の海浜で私的な営業活動ができるのはどのような法的根拠であるのか？　占用料とは？

・<県土木>逗子海水浴場は、県海水浴場設置条例に基づき市によって設置され、着替えるための施設等いわゆる海の家は、海岸法により占用の許可を海水浴場組合に対して行っている。海の家には海岸を占用する料金として負担してもらっている。

・<保健福祉事務所>海水浴場設置は無料。飲食店や更衣休憩所は個別に許可申請手数料の納付が必要。

・<海岸組合>負担方法は個別で負担し、組合で一括支払い。海水浴場は市で申請している。江ノ島・横須賀は組合で海水浴場を設置している。

・<推進の会>本来、更衣施設として認められた海の家が、現在ではハイヒール姿も見られるなど性格が変わってきている。目的外占用ではないか？

・<県土木>休憩施設、喫茶飲食施設として解釈している。全体の清掃や喫煙所については組合で管理してもらっている。屋上テラスタイプは、許可としては平屋の認定だが、強度上、安全のため人数規制を行ってもらっている。

・<保健福祉事務所>海水浴場設置については、危害防止等のための措置について公共面から対策を講じる必要があり、市の責任において措置することが望ましい。更衣休憩所は個々の店について立地場所の使用権限を有することや、施設基準に基づいて許可している。飲食店許可は食品衛生法上の許可を行っている。

・<推進の会>ゴミ処理・水道・汚水処理・電気代は誰が負担しているのか？

・<経済観光課>市は海の家の水道・電気代は負担していない。ゴミ処理代を含め、海水浴場指定寄付金として組合から１００万円の寄付を受けている。

・<海岸組合>別に組合から直接業者へ３００万円（開設期間計）支払っている。

・<推進の会>電気については、１店あたり３０アンペアの自主規制があるらしいが、不足分を店の発電機でまかなうのは問題ないか？

・<海岸組合>発電機は違反ではないと思っている。

・<逗子７丁目東自治会>ライブハウスは風営法による手続きが必要ではないのか？　神戸市では、風営法で規制している。許可を取るべき。

・<県土木>風営法の許可条件には即答できない。これについては警察から。

・<経済観光課>現在、神戸市の例を調査中。

・<ニューライフ>営業者の制限はないのか？　外国人が営業しているがルール違反など組合がチェックできる体制にあるのか？

・<海岸組合>今年は３６店中、市外在住営業者は１２店。

・<ニューライフ>ここ数年、海岸の利用形態が変わってきているが、海岸法などの法律が追いついてないのではないか？　行政は海岸組合に任せっきりではないか？

・<県土木>海岸法は古い法律であり、個々の利用形態に対応する状況にないのも事実である。利用者のマナーに依存しているところがある。条例なども含め地域で（地域に応じた）海浜利用の自主ルールをつくることも大切。

・<逗子開成学園>海の家の権利はどうなっているのか？　行政がしっかり営業形態を管理していれば問題が起こらないはずであるが、管理組合と権利者の関係は？　出店者を企画公募などで選定できないものか？　権利をすべて市でいったん買い取り、市から貸与してはどうか。

（５）閉会のあいさつ（これからの課題）

・<推進の会会長>市民から陳情や多数の苦情があり、行政の指導や海岸利用の自主ルールもあるが、地域住民の理解は得られていない。今回は、青少年にふさわしい環境ということから、推進の会が呼びかけ人となって本日の会を開催した。これを契機に、今後はもっと行政と市民、関係機関と関係地域団体が直接意見を交換できる開かれた場を、ぜひ行政側（市）で継続的に設定してほしい。

以上

書記担当（推進の会）／石井康生・竹下浩美